

## 飯能市住民異動等窓口業務委託公募型プロポーザル募集要領

市民課における窓口業務について、豊富な知識と経験を有し、安定的に質の高い業務を遂行できる事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施します。

### 1 業務の概要

- (1) 業務の名称  
住民異動等窓口業務委託
- (2) 業務内容  
住民異動等窓口業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和9年9月30日まで（長期継続契約）  
業務準備期間 契約締結日から令和6年9月30日まで  
業務履行期間 令和6年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 提案限度額  
月額3,256,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 選考方法  
公募型プロポーザル方式

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、本業務の公募の開始の日から受託候補者特定の通知の日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 飯能市物品等の買入れ等の競争入札参加者の資格等に関する規程（平成14年告示第48号）に基づく飯能市物品等入札参加者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 飯能市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成12年告示第25号）の規定による指名停止措置又は飯能市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条の規定による指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 飯能市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手

続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- (6) 単一の法人であること。
- (7) 参加表明の日までに、プライバシーマーク又はISMSの認証を受けている者であること。
- (8) 令和3年度以降に本市と同規模以上の自治体において、(1)各種届書及び申請書の受付業務、(2)各種証明書等の作成及び引渡し業務、(3)窓口案内業務の事業実績があること。

※本市と同規模の目安

人口7万人以上 年間の住民異動に関する届出処理件数7,000件以上  
戸籍・住民票等証明交付通数55,000通以上

### 3 実施スケジュール

項目	日程
公募期間	令和6年4月11日（木）～5月2日（木）
質問書受付期間	令和6年4月11日（木）～4月18日（木）
質問回答	令和6年4月23日（火）
参加表明書提出期限	令和6年5月2日（木）午後5時まで
資格審査結果通知	令和6年5月9日（木）
提案書提出期限	令和6年5月16日（木）午後5時まで
一次審査結果通知	令和6年5月23日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月30日（木）
二次審査結果通知	令和6年6月中旬
委託契約締結	審査結果通知後速やかに

### 4 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加意向申出書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式1）
  - ② 事業者概要（様式2）
  - ③ 暴力団排除に係る誓約書（様式3）

- ④ 業務委託契約実績書（様式4）
- ⑤ プライバシーマーク又はI SMSの認証を受けていることを証明する書類の写し
- (2) 提出部数  
各1部（原本）
- (3) 提出方法  
担当部署まで持参又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出期限  
令和6年5月2日（木）午後5時まで
- (5) 参加表明の無効  
次に掲げる場合に該当する場合は、参加表明を無効とする。
  - ア 参加資格のない者が参加表明書を提出した場合
  - イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合
  - ウ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 参加資格審査結果の通知  
参加資格の審査終了後、令和6年5月9日（木）までに参加表明書記載のメールアドレス宛てに電子メールで結果を通知する。

## 5 質問及び回答

- (1) 提出方法  
質問書（様式5）により、担当部署メールアドレス（simin@city.hanno.lg.jp）宛に電子メールで提出し、その後電話で着信の確認をすること。
- (2) 受付期間  
令和6年4月11日（木）～4月18日（木）（午後5時）まで
- (3) 回答方法  
令和6年4月23日（火）までに、ホームページで回答を公開する。

## 6 提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ⑥ 提案書表紙（様式6）
  - ⑦ 法人等の基本方針等（様式7）

- ⑧ 業務引継ぎ計画書（様式 8）
- ⑨ 業務体制等に関する提案書（様式 9）
- ⑩ 見積書（様式 10：積算内訳を記載すること）

提出書類については⑥から⑩の順で製本し、10部（正本1部 副本9部）及び電磁的記録（CD-R等）を提出すること。

(2) 提出方法

担当部署まで持参又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、提出期限までに必着とする。

(3) 提出期限

令和6年5月16日（木）（午後5時）まで

(4) 提案書等の無効

提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、提案書の審査を行わない。

- ア 参加資格がない者が提出した場合
- イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ウ 虚偽の内容が記載されている場合
- エ 見積書の金額が提案限度額を超えている場合

(5) その他留意事項

- ア 提案書等の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- イ 提案書等の提出後の再提出又は差し替えは認めない。
- ウ 提案書等の返却は行わない。

## 7 選定方法

選定にあたっては、次に掲げるとおり一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、評価基準に基づき提案事業者の業務遂行能力を総合的に審査した上で、一次審査及び二次審査の合計点が最も高い者を優先交渉権者に決定する。

ただし、参加者が4者以上あった場合は、一次審査の後、上位3者のみが二次審査に参加できるものとする。

なお、参加が1者の場合であっても一次審査及び二次審査を実施して委託事業者の選定を行うものとする。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 日時

令和6年5月23日（木）

イ 方法

一次審査の結果については、令和6年5月23日（木）までに参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。なお、一次審査の評

価点が満点の6割に満たない場合は、二次審査の対象事業者として選定しない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 日時、場所

令和6年5月30日（木） 飯能市役所本庁舎別館2階会議室

イ 方法

- (ア) プレゼンテーションは1事業者60分以内で行うこと。内訳は、準備10分、提案25分、質疑20分、片付け5分を目安とする。
- (イ) プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクタ及び接続ケーブルは、提案事業者が用意すること。電源及びスクリーンは市が用意する。
- (ウ) プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、本業務を受託した際に携わる担当者が出席の上、提案書に沿って説明を行うこと。
- (エ) プレゼンテーションの開始時間等については、令和6年5月24日（金）までに電子メールで通知する。
- (オ) プレゼンテーションは非公開とする。

## 8 評価基準等

(1) 評価基準

審査の評価基準は、別紙のとおりとする。

(2) 評価が同点となった場合の措置

最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として特定する。金額も同額の場合は、見積書を再作成し、提出された見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として特定する。

(3) 最低評価点

一次審査及び二次審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、当該事業者を受託候補者として選定しない。

## 9 結果の通知・公表

(1) 結果の通知

審査の結果については、令和6年6月中旬までに参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(2) 結果の公表

契約締結後速やかに、次の項目を市ホームページにおいて公表する。

ア 受託候補者の名称及び評価点

イ ア以外の参加者の名称及び評価点

※ア以外の参加者の名称は、ABC表記とする。

## 10 契約手続

委託内容等について、審査の結果選定された受託候補者と担当課との協議が整った後、飯能市契約規則その他関係法令に基づき契約の締結手続を行う。

なお、協議が整わない等の理由より受託候補者との契約手続ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

## 11 その他

- (1) 評価の公平性に影響を与える行為を行った者は、失格とする。
- (2) 応募に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、書面により辞退の申し出を行うこと。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類は、飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については非公開とする。
- (5) 住民異動等窓口業務委託仕様書は、本プロポーザルの公開時点における本業務に対する市の考えを示したものであり、契約締結前に本市と受託候補者が協議の上、変更する場合がある。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

## 12 問合わせ先

飯能市市民生活部市民課市民担当

住所 〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1-1

電話番号 042-973-2112（直通）

メール [simin@city.hanno.lg.jp](mailto:simin@city.hanno.lg.jp)